



ファーストリテイリング

化学物質管理ガイドライン

-Version 2024-

改訂履歴

バージョン	改訂内容	発効日
2019	初版	10/05/2019
2020	年度更新	29/05/2020
2021	年度更新	31/05/2021
2022	年度更新	31/05/2022
2023	年度更新	31/05/2023
2024	年度更新	31/05/2024

前バージョンからの変更点

修正内容	page
SAC のリブランディングに伴う名称、リンク等の更新	7
ZDHC MRSL 適合レベルの定義の更新	11
データアップロードプラットフォームを IPE から ZDHC Gateway に変更	19

目次

はじめに	4
化学物質管理の全体像	6
管理基準	8
インプット管理	10
プロセス管理	13
アウトプット管理 (製品)	15
アウトプット管理 (排水)	17
問い合わせ窓口	20

はじめに

化学物質管理方針

ファーストリテイリングは、「世界 No.1 のアパレル情報製造小売業」になることを目標に掲げています。その実現のためには、ファーストリテイリングの成長とともに、事業に関わる社会・地球環境が持続的に発展することが前提条件と考えています。

環境への配慮を当社のサステナビリティ活動の重点領域と捉え、地球環境への負荷の低減に貢献すると同時に、革新的な技術を積極的に活用することで、持続可能なビジネスを構築することを目指します。

化学物質による人や環境への影響は、ファーストリテイリングおよびそのサプライチェーン、またお客様にとっても重大な関心事であり、化学物質管理を環境分野において特に注力すべき領域のひとつに位置づけています。商品の生産プロセスにおいて、水や大気汚染防止と低減に努めるほか、化学物質の管理を徹底し、環境を保護します。また、すべての取引先工場の協力のもと、お客様と工場従業員の安心・安全を守ります。

目標と取り組み

ファーストリテイリングは 2013 年、商品および生産プロセスにおける有害化学物質の排出をゼロにすることにコミットしました。これは、未然防止¹と予防原則²に基づき、お客様、工場従業員および自然環境を守るために特定されたすべての有害化学物質³を管理し、放出を防止することを意味します。

このコミットメントのもと、当社は商品および生産プロセスのための制限および/または禁止物質の基準を示す制限物質リストの公開を行っています。サプライチェーンのサプライヤーと協力して有害化学物質の代替を進めるとともに、排水試験を実施し、その結果を継続的に改善する活動を行っています。試験結果についても、適時に透明性の高い方法で開示しています。

当社の取り組みに関する詳細については、当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.fastretailing.com/jp/sustainability/environment/chemical.html>

¹ 未然防止は、解決策がエンドパイプの対策やリスク管理ではなく、発生源での使用の廃絶に重点が置かれるべきであることを意味します。危険有害ではない化学物質への代替、または必要であれば製品の設計そのものや化学物質が機能的に必要かどうか、といった再評価を通して、化学物質を使わない代替案を見つけることが求められます。

² 予防原則は、物質（または活動）と悪影響の因果関係について決定的な科学的証拠が示されるのを待たずに、予防的措置を取ることを意味します。いくつかの有害化学物質はそれを受け入れる側の環境によって無害にすることはできないため（すなわち、「環境的に許容される」/「安全な」使用または排出レベルがない）、完全な科学的根拠がなくても、潜在的に重大または不可逆的な悪影響の防止が必要である、という仮定に基づきます。

³ すべての有害化学物質とは、本質的に有害な特性を示すすべてのものを意味し、難分解性で高蓄積性および毒性を有する物質（PBT）、極めて難分解性、高い生体蓄積性を有する物質（vPvB）、発がん性、変異原性、または生殖毒性を有する物質（CMR）、内分泌攪乱化学物質（ED）、または他の同等の懸念を有する物質が含まれます。これらは地域で規制または制限されているものだけに限りません。

本文書の目的

本ガイドラインは、有害化学物質廃絶の目標に向けて共に活動するにあたって、適切な化学品の選択や工場での安全な使用、排水の適切な処理といった、ファーストリテイリングからサプライヤーに求めることおよび期待することを概説しています。当社は、サプライヤーと相互に協力することで信頼関係を築くとともに、本ガイドラインによって、化学物質が適切に管理されていることを確認するための一定レベルの検証も求めています。

化学物質管理の全体像

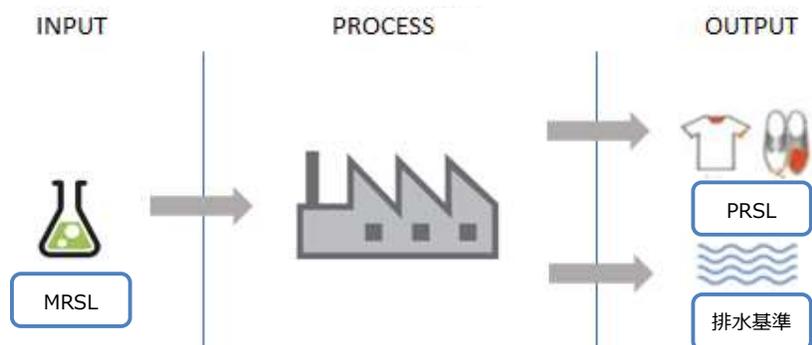
アプローチ

サプライチェーンにおける化学物質の適切な管理、つまり、禁止されている化学物質の使用を回避し、使用される化学物質を把握し、適切に保管し、安全に使用することは、お客様、工場従業員、および環境を悪影響から守るために重要です。ファーストリテイリングの商品の生産に使用される化学物質は、合成繊維に使用されるポリマー、綿の天然セルロースから、染料、商品を魅力的にするための柔軟剤まで多岐にわたります。有害化学物質を避け、より安全な代替物質を継続的に模索することは、当社の化学物質管理の中心となる活動です。

これを実行するために、サプライチェーンにおける化学物質の“インプット（投入する化学品）－プロセス（加工工程）－アウトプット（製品、排水等）”の流れに沿った網羅的な化学物質管理方法を採用し、適切な化学物質管理基準を設定しています。この基準は、ファーストリテイリングのサプライチェーン全体における有害化学物質の削減と廃絶のために参照する文書であり、我々の商品が満たすべき化学的および生態毒性学的パラメータ、あるいはお客様のための商品安全に関する要件を網羅しています。

現行の基準は以下の通りですが、将来的には大気への排出などが管理対象として追加される可能性があります。当社は、基準を定期的に見直し、サプライヤーと共に目標を達成するために継続的に取り組んでいきます。

- 製品制限物質リスト（PRSL : Product Restricted Substances List）
- 製造時制限物質リスト（MRSL : Manufacturing Restricted Substances List）
- 排水基準



MRSL は、インプット段階での化学品の安全性を踏まえた調達・在庫管理などの取り組みを通じて、化学品および原材料の選定・調達時において遵守確認がなされます。また、プロセス段階においても、化学物質管理の監査やトレーニング時に必要な参照リストとなります。アウトプット段階では、製品試験を通じて PRSL 遵守確認がなされ、排水基準に従って排水が試験され、必要な改善がなされます。具体的要求事項については各セクションをご参照ください。

外部団体との連携

目標達成のためには、業界全体の協業が不可欠です。ファーストリテイリングは、2019 年に ZDHC グループの Friend メンバー、2020 年に Contributor メンバー（シグナトリーブランド）になりました。ZDHC は、テキスタイル、アパレル、皮革およびフットウェア業界のブランド、小売業およびそのサプライチェーンが化学物質管理のベストプラクティスを実行し発展させることを目的として、協業、基準設定、実装および革新によって有害化学物質の排出ゼロを目指しています。[ZDHC Roadmap to Zero プログラム](#)は、業界全体で合意された最低基準および共通プラットフォームとして、当社の化学物質管理システムに参照され組み込まれています。

また、ファーストリテイリングは、サステナビリティのパフォーマンスを測定するための普遍的なアプローチを開発するために 2009 年に設立された [Cascale（旧サステナブルアパレル連合（SAC）](#)）のメンバーです。Cascale は、世界中のさまざまな小売業者、ブランド、製造業者、業界団体、サービスプロバイダ、学術機関、非営利団体、および政府関係者と協力して、Higg インデックスと呼ばれるツールを開発しました。Higg インデックスの目的は、社会および環境パフォーマンスに関する標準化された測定・検証方法を提供することであり、当社はそれを化学物質管理パフォーマンスの評価に使用しています。Higg インデックスは現在 Worldly（旧 Higg Co）によって管理されています。

管理基準

製品制限物質リスト (PRSL)

[PRSL](#) に記載されている物質は、法令により禁止または制限されているか、化学品または素材が、環境、人の健康、または安全性において懸念があるために、ファーストリテイリングによって自主的に使用を禁止または制限する化学物質です。PRSL は、それらの危険有害性クラスや考えられる使用用途に基づく最終製品における制限基準値、推奨試験方法および報告限界値を定義しています。PRSL は少なくとも年 1 回見直されます。

PRSL 遵守の検証のための試験プログラムは、ファーストリテイリングの各ブランドから提供されます。各ブランドの製品タイプやマーケット等に応じたリスクに鑑み、FR PRSL とは異なる制限値を設定しているパラメータもあります。

詳細については、ファーストリテイリングの各ブランドの生産部門から提供される仕様をご参照ください。以下に記載のないブランドにつきましては、各ブランドにお問い合わせください。

ユニクロ : ユニクロ化学物質管理基準

ジーユー : GU 化学物質管理基準

プラステ : PLST 化学物質管理基準

リンク・セオリー・ジャパン : リンク・セオリー・ジャパン 化学物質管理基準

THEORY/HELMUT LANG NEW YORK: CHEMICAL MANAGEMENT AND RESTRICTED SUBSTANCE COMPLIANCE AND TESTING REQUIREMENTS

コントワー・デ・コトニエ/プリンセス タム・タム : CDC & PTT CHEMICAL MANAGEMENT STANDARDS

製造時制限物質リスト (MRSL)

PRSL は最終製品の化学的要件に焦点を当てていますが、[MRSL](#) はファーストリテイリングのサプライチェーンから段階的に廃止されるべき優先度の高い物質に焦点を当てています。MRSL は、ZDHC MRSL および各国・各地域の規制をもとに、適切なスクリーニング方法と第三者の専門家との協議を通して作成されています。MRSL は少なくとも年 1 回見直されます。

排水試験基準

テキスタイル産業は水の使用量が多く、また水汚染レベルが高いことから、ウェットフィニッシングプロセスといった、テキスタイル業界バリューチェーン内のさまざまな生産工程で使用される化学物質は、水質と生態系に特に悪影響を与える可能性が指摘されています。また、汚染された排水が地域の水域に入ると、人や環境にも害を及ぼします。

ファーストリテイリングは、2013年から、排水中の有害化学物質を毎年試験しています。排水中の有害化学物質をより適正に評価し、業界全体で統一的な対策を進めるために、ファーストリテイリングは、2019年から [ZDHC 排水ガイドライン](#)を採用しています。

インプット管理

化学物質の管理は、許容可能な品質の化学品を製造販売していることを証明できるサプライヤーから化学品を購入することから始まります。品質が担保された成分とは、禁止化学物質を含まず、顧客の要求基準を満たす商品を作るための性能要件を満たすことを意味します。

ファーストリテイリングの MRSL は PRSL に記載されている化学物質を概ね包含していることから、化学品サプライヤーに彼らの化学品が MRSL を満たすことを証明いただくことで、効率的に PRSL への適合を図ることができます。

サプライヤーに対する最低限の要求事項

- サプライヤーは、ファーストリテイリングの MRSL を遵守することにコミットするものとします。サプライヤーは、工場施設における遵守を確実なものとし、上流のすべてのサプライヤーおよび下請け業者に MRSL 要求について伝達する責任を負います。
- サプライヤーは、MRSL 遵守を目指す内容を含む購買ポリシー文書を保持するものとします。
- サプライヤーは、工場施設で使用されているすべての化学物質について SDS（安全データシート）が利用可能な状態にあることを保証します。
- サプライヤーは、工場施設で使用されているすべての化学物質の CIL を維持管理するものとします。
- サプライヤーは、ZDHC ゲートウェイケミカルモジュールにアカウントを登録するものとします。

MRSL 遵守についてのコミットメント

サプライヤーは、施設で使用されるすべての化学物質/原材料がファーストリテイリングの MRSL に準拠していること、および MRSL が要求する有害化学物質を廃絶および削減することにコミットするために、遵守宣言書に署名するものとします。

外部とのコミュニケーション

サプライヤーは、化学品サプライヤー、ならびに上流のサプライヤー、下請け業者、追加的生産施設などに要求事項を伝達し、その遵守について責任を負うものとします。特に、サプライヤーは、化学成分が MRSL に準拠していることを示す指標として、SDS や自己宣言を化学品サプライヤーに要求する必要があります。

調達ポリシー

サプライヤーは、化学品に関する購買ポリシー文書を保持するものとします。このポリシーは自社が認めた調達先のリスト、施設内で使用を認めた化学品のリスト、ならびに購買ポリシーに明記されていない化学品に適用される使用判断プロセスを含みます。ポリシー文書は、運用することで必然的に FR MRSL および FR PRSL を遵守できるように作成するものとします。

安全データシート (SDS)

サプライヤーは、常に各化学品について最新の SDS を化学品サプライヤーに要求するものとします。サプライヤーは、MRSL に記載されている化学物質が含まれているかどうかについて、SDS を確認することが求められます。（注：MRSL に記載されている化学物質が SDS に記載を求められるレベルより低いレベルで含有されている可能性があるため、SDS は MRSL 遵守を完全に保証するものではありません。）

第三者機関による化学品試験または認証

第三者の試験所または認められた認証機関からの試験レポートおよび/または認証、化学品サプライヤーから提供される [Chem-Check レポート](#) は、SDS や自己宣言に比べて、化学品が MRSL に適合しているより確実な証拠になり得ます。

ZDHC ゲートウェイ

[ZDHC ゲートウェイ](#) は、評価および認証された化学物質のデータベースを含むツールです。ZDHC ゲートウェイの使用（無料）に関し、登録方法などのサプライヤーへの案内は、ファーストリテイリングが行います。化学品サプライヤーは、ZDHC MRSL への適合に関する情報を含め、このゲートウェイに化学品を登録できます。提供される情報の網羅性の程度に応じて、適合レベルが化学品に割り当てられています。これらは、最も低い適合レベル 1（ZDHC MRSL に関連する情報についての SDS のレビュー、スクリーニング及び分析試験、又は分析試験のみ）からレベル 2（管理システムの現場評価およびレベル 1 が満たされていることの証拠）、最も高い適合レベル 3（化学品の危険有害性評価能力およびレベル 1 およびレベル 2 が満たされている証拠）までの範囲で割り当てられます。適合レベルが高いほど、化学品が ZDHC MRSL に準拠していないリスクは低くなります。FR MRSL は ZDHC MRSL を包含していますが、ZDHC MRSL に登録されていない物質も含んでいるため、上述の通り、サプライチェーン間のコミュニケーションによって、FR MRSL への準拠を確認することが必須となります。

化学品在庫リスト(CIL)

サプライヤーは CIL を維持管理し、要求に応じてファーストリテイリングに共有するものとします。CIL は有害化学物質が使用される可能性がある場合のリスクと生産プロセスの特定に関して、トレーサビリティの確

保を容易にします。ZDHC が提供する [CIL テンプレート](#) を活用することができます。

プロセス管理

サプライチェーンのリスクを軽減するために、サプライヤーは自社の生産施設に堅牢な化学物質管理システムを導入する必要があります。化学物質の不適切な保管や使用、処分は、汚染につながり、MRSL 遵守だけでなく労働者の安全確保にも影響を与えるためです。当社は、サプライヤーが化学物質管理についての知識を深め、化学物質の安全な取り扱いを主導し、自己評価できるようになることを期待しています。

サプライヤーに対する最低限の要求事項

- サプライヤーは、現地の法規制で求められる場合、環境影響評価を実施するものとする。
- サプライヤーは、化学物質の使用、保管、廃棄等について、許可証の取得維持も含め、すべての適用法規制に遵守のもと生産活動を行うものとする。SDS に則って、使用、保管、廃棄等の安全手順が定められ、ハザード標識や安全取扱装置が配置され、適切かつ実用可能な保護具が提供されていないといけない。
- サプライヤーは、排水、土壌について、許可証の取得維持も含め、すべての適用法規制に遵守のもと生産活動を行うものとする。ウェットプロセスを備えた施設は、取水と排水を測定しており、少なくとも法的要件に準拠していなければならない。
- サプライヤーは、大気排出について、許可証の取得維持も含め、すべての適用法規制に遵守のもと生産活動を行うものとする。
- サプライヤーは、すべての廃棄物を非有害廃棄物と有害廃棄物に分離し、別々に保管するものとする。有害廃棄物が施設外で処理/廃棄される場合は、認可された廃棄物処理業者のみと契約し処理/廃棄をするものとする。廃棄物/有害廃棄物が施設内で処理される場合、当局に許可された手順と文書に基づいて行うものとする。
- サプライヤーは、化学物質を使用するすべての従業員に、化学物質の危険性、適切な取り扱い、緊急時や漏出時の対処方法についてトレーニングを提供するものとする。化学物質の漏出時や緊急時の措置を定期的に訓練するものとする。

ZDHC 化学物質管理システム (CMS)

ZDHC は、化学物質管理システムの導入に関する包括的な情報をブランドに提供しています。[ZDHC CMS フレームワーク](#) は化学物質管理システム上実施が求められる事項の概要を示しています。また、[ZDHC CMS テクニカルインダストリーガイド](#) は実装に関する業界指針を説明しています。

ZDHC Supplier to Zero プラットフォーム

ZDHC は、化学物質管理システムの実装をサポートする[プラットフォーム](#)を提供しています。サプライヤーは、プラットフォーム上でアセスメントを実施することで、上記 ZDHC 化学物質管理システムや業界のベストプラクティスに対するベンチマーキングができます。また、アドバイスやガイドに従い、改善に向けて段階的に取り組むことができます。基礎的（Foundational）、進歩的（Progressive）、野心的（Aspirational）のレベルに分かれており、それぞれのレベルで認証を取得することができます。

ZDHC アカデミー

ZDHC は、持続可能な化学物質管理に関する意識を高め、知識を深め、スキルを高めるためのトレーニングプラットフォームを提供しています。[ZDHC アカデミー](#)は、持続可能な化学物質管理と ZDHC ツールに関するグローバルなトレーニングプラットフォームです。

Higg 工場向け環境影響評価モジュール (Higg FEM)

ファーストリテイリングから要求があった場合、サプライヤーはできる限り速やかに [Higg FEM](#) の導入を完了させ、その結果を我々のサステナビリティチームに共有することが求められます。報告期間は各施設につき 1 暦年であり、サプライヤーは、毎年 Higg FEM によって前年の暦年の環境パフォーマンスを評価する必要があります。

このモジュールは、環境影響を低減するための改善に取り組めるよう、ブランド、小売業者、および製造業者にそれぞれのサプライヤーの環境パフォーマンスを通知します。Higg FEM を使用することで、サプライチェーンパートナー間でのオープンな対話の機会が生まれ、バリューチェーンのあらゆる段階でのビジネスのパフォーマンスが向上します。アパレル、フットウェア、そしてテキスタイル産業のサプライチェーンのあらゆる層の製造業者がこのモジュールを使用することができます。

アウトプット管理 (製品)

PRSL を遵守することは、お客様を守り、法令を遵守することにつながります。ファーストリテイリングの化学物質管理は、インプットおよびプロセスの段階から有害化学物質不使用を求める、つまり MRSL 遵守に注力する方向にシフトしていますが、PRSL は商品の法令遵守およびお客様に対する安全性を検証するためのツールでもあります。

サプライヤーに対する最低限の要求事項

- サプライヤーは、FR PRSL を遵守することにコミットするものとします。サプライヤーは、全ての商品の PRSL 遵守を確実なものとし、上流のすべてのサプライヤーおよび下請け業者に PRSL の内容を伝達する責任を負います。
- サプライヤーは、各ブランドが要求する仕様に従い、最終商品が FR PRSL に準拠していることを保証するための試験を実施するものとします。

PRSL 遵守についてのコミットメント

サプライヤーは、生産されたすべての商品が FR PRSL に準拠していることを保証するために、遵守宣言書に署名するものとします。

外部とのコミュニケーション

サプライヤーは、上流のサプライヤー、下請け業者、追加的に使用する生産施設などに要求事項を伝達し、その遵守について責任を負うものとします。PRSL の遵守に影響を与える素材、コンポーネントあるいは生産プロセスは原則変更してはなりません。やむを得ず変更する場合には、速やかにファーストリテイリングの各ブランドまで事前に通知するものとします。

第三者機関による製品試験または認証

PRSL 遵守の検証はリスクベースのアプローチであるため、製品の有害物質試験に関する詳細は各ブランドの商品タイプや各市場の社会的/法的要求によって異なります。したがって、第三者によるグローバル認証は、商品の安全性に関する優れた基準として信頼性を高め、また製品の有害物質試験にかかる費用と労力を節約することができるものとして有効です。テストマトリックス、グローバル認証を活用した製品試験の減免措置、その他の詳細は各ブランドから提供される仕様に基づきます。

是正措置

商品の素材あるいはコンポーネントにおいて、PRSL に記載されている物質が基準値を超えて検出された場合には、ただちに生産部の担当者に報告し、適切な是正措置を講じるものとします。不適合の原因を具体的に特定するために、根本原因分析による適切な調査をする必要があります。

根本原因分析および是正措置の結果、再試験を通過できないことが判明した場合、サプライヤーは代替素材または別の素材サプライヤーからの調達を検討するものとします。

アウトプット管理 (排水)

廃水による汚染防止に向けた最初のステップは、工場施設が MRSL に準拠した化学品を使用することによって、制限化学物質の使用を避けることです。工場施設は、化学物質を物理的に、または化学反応もしくは生分解によって除去する方法で、排水前の廃水処理を確実にする必要があります。

廃水が環境に与える影響を監視および管理するために、工場施設は定期的に排水の水質を評価する試験を実施する必要があります。2019 年から、ファーストリテイリングは ZDHC 排水ガイドラインを排水試験基準として採用しています。

サプライヤーに対する最低限の要求事項

- ウェットプロセスを持つサプライヤーは、ファーストリテイリングの排水試験基準に従って毎年 2 回排水試験を実施するものとします。
- サプライヤーは、ZDHC 排水ガイドライン V2.0 に基づき、以下の基準を満たすことが求められます。

MRSL パラメータ：報告基準値を満たすこと

重金属パラメータ：排出方式（直接/間接）に応じたサンプリングと試験を行い、地域の法定排出許可要件を遵守し、Foundational（基礎的）基準値を満たすこと

従来パラメータ：直接排出のあるサプライヤーは、地域の法定排出許可要件を遵守し、Foundational（基礎的）基準値を満たすこと

スラッジに対するパラメータ：スラッジの処分経路に応じたサンプリングと試験を行い、規定の基準値を満たすこと

- すべての排水試験報告書は、ファーストリテイリングによって認められた公開用プラットフォームにアップロードされるものとします。
- 基準値に不適合の項目があった場合は、根本原因分析（RCA）を実施の上、是正措置計画（CAP）を作成し、テストレポートを受け取ってから 30 日以内に FR に提出するものとします。

第三者機関による試験

ウェットプロセス⁴を持つサプライヤーは、以下の排水試験手順にて、排出者である工場施設の費用負担によって、毎年 2 回排水試験を実施するものとします。排水試験の実施については対象工場施設に別

⁴ 製造中の製品に水が接触する製造プロセス。たとえば、染色、仕上げ、プリント、洗濯の各プロセス。非接触で閉鎖系のボイラーまたは冷却水は、ウェットプロセスとは見なされない。

途通知いたします。

排水試験手順

1. ファーストリテイリングあるいはエージェントが対象の工場施設に排水試験実施を通知します
2. 工場施設は試験申し込みフォームを第三者試験機関に送付します
3. 工場施設は第三者試験機関と調整しサンプリング日を決定します
4. 第三者試験機関が工場施設を訪問しガイドラインに基づきサンプリングを実施します
5. 第三者試験機関は排水試験レポートを発行し、工場施設に送付します
6. 工場施設は試験レポートを確認し、問題がなければ公開用プラットフォームにアップロードし、ファーストリテイリングに連絡します

ただし、ファーストリテイリングは ZDHC 排水試験基準と同じ基準を採用しているため、他ブランドの要求に基づくあるいは独自に実施した試験レポートが ZDHC 排水ガイドラインに従って試験されていれば、その試験レポートの提出をもって排水試験実施と代替することが可能です。

サンプリング及び試験

ZDHC 排水ガイドラインでは、ZDHC MRSL パラメータに対する基準未達起きた場合のみ、原因究明のために取水サンプリングを行う内容となっています。

しかしながら、取水を個別にサンプリングすることはコストがかかり、またサンプリング日が異なると必ずしも検出時の排水と対応しないことが考えられます。従って、ファーストリテイリングは流入水のサンプリングを排水と同じタイミングで行うことを強く推奨しています。これは、当社が取水の試験は根本原因分析の際の非常に重要な要素であると認識しており、最優先アクションとなることを示しています。

下図は ZDHC ガイドラインからの抜粋で、工場施設の状況に応じた必要なサンプリングと試験のオプションを示しています。詳細は ZDHC ガイドライン本文を参照ください。

Test parameters and sample locations/ discharge types	ZDHC MRSL ⁷	ZDHC Heavy Metals	ZDHC Conventional and Anions	ZDHC Sludge
	Sample untreated wastewater and test Tables 1A-1T parameters	Sample effluent and test Table 2 parameters	Sample effluent and test Table 3 parameters	Sample sludge and test Table 4 parameters
Direct	Sample and test	Sample treated effluent and test	Sample and test	Sample and test against the chosen ZDHC sludge disposal pathway in accordance with the ZDHC Sludge Guideline
Indirect with pretreatment	Sample and test	Sample pre-treated effluent and only test ⁸ the following: Arsenic, Cadmium, Chromium (VI), Lead, Mercury	No sample or testing required	Sample and test against the chosen ZDHC sludge disposal pathway in accordance with the ZDHC Sludge Guideline
Indirect without pretreatment	Sample and test ⁹	Sample and only test ¹⁰ the following: Arsenic, Cadmium, Chromium (VI), Lead, Mercury	No sample or testing required	Not applicable, no sample or testing required
ZLD	Sample and test	No sample or testing required	No sample or testing required	Sample and test against the chosen ZDHC sludge disposal pathway in accordance with the ZDHC Sludge Guideline

是正措置

MRSL パラメータが検出されたり従来パラメータ法定基準を超えた場合は、工場施設は、根本原因分析を実行し、FR が工場に個別に提供するテンプレートまたは [ZDHC のフルバージョンのテンプレート](#) に従って、是正措置計画を完了予定日とともに提出することが求められます。必要に応じて、当該サプライヤーは排水を再サンプリングして是正状況を検証し、データを情報開示プラットフォームにアップロードします。

情報開示

有害化学物質廃絶の目標を達成するためには、ファーストリテイリングのグローバルサプライチェーンで使用されている有害化学物質についての透明性が重要かつ必要です。どこでどの化学物質が排出されているかを知ることが、行動を起こし化学物質管理を改善するための基礎となります。

つまり、ウェットプロセスを有するすべてのサプライヤーの具体的な情報と、有害化学物質に対する試験結果が提供される必要があります。特に、「知る権利」の原則に沿って、排水データは公開されなければなりません。

情報開示のために、ファーストリテイリングは、試験結果を ZDHC ゲートウェイにアップロードすることを必須要件として工場施設に求めています。これは、ZDHC ゲートウェイがグローバルのアパレル産業において現時点で最も使用され、広く公開されているプラットフォームであるためです。他ブランドの要求に基づくあるいは独自に実施した試験レポートが ZDHC 排水ガイドラインに従って試験されていれば、その試験レポートのアップロードをもって排水試験実施と代替することが可能です。

問い合わせ窓口

ご質問あるいは追加情報が必要な場合は、各ブランドの生産部もしくはファーストリテイリングのサステナビリティ部にお問い合わせください。